別記様式第１号(第３条関係)

　　年　　月　　日

鹿児島大学発ベンチャー認定申請書

　国立大学法人鹿児島大学長　殿

(申請者)

所属

職名

氏名

　下記のとおり鹿児島大学認定ベンチャーについて申請します。

　なお、認定の上は、国立大学法人鹿児島大学発ベンチャーの認定及び支援に関する規則その他の諸規則を遵守することを誓約します。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ①　企業名 | |  |
| ②　所在地 | | 〒 |
| ③　代表者名 | |  |
| ④　代表者区分 | |  |
| ⑤　連絡先(電話番号及びE-mail) | |  |
| ⑥　事業開始日等 | 事業開始日 |  |
| 設立日 |  |
| 事業開始予定日 |  |
| 事業年度 |  |
| ⑦　分野 | |  |
| ⑧　資本の額(又は出資の総額) | |  |
| ⑨　常時使用従業員数 | |  |
| ⑩　事業の形態 | |  |
| ⑪　事業の概要 | |  |
| ⑫　事業化しようとする研究成果の概要 | |  |
| ⑬　ベンチャー設立形態　※ | |  |
| ⑭　鹿児島大学の教育研究成果であることの説明(関連する研究者名等) | |  |
| ⑮　鹿児島大学において事業化を  行う必要理由 | |  |
| ⑯　事業予定及びその準備活動の  スケジュール | |  |

　　希望する支援内容については別紙により提出願います。

※ベンチャー設立形態が「ア」の場合

|  |  |
| --- | --- |
| 兼業許可申請 | 申請日　　　　年　　　月　　　日 |
| 利益相反マネジメント一次自己申告 | 申告日　　　　年　　　月　　　日 |

1　各項目の記入要領

　(1)　④「代表者区分」については、以下の中から選択して記入すること。

　　　　　　職員、学生、その他

　(2)　⑥「事業開始日」とは、営利を目的とした事業を反復継続し始めた日であり、個人事業の開始にあっては、所得税法第229条の「開業等の届出」を税務署長に提出した開業日がそれに当たる。

　(3)　⑦「分野」は、以下の中から選択して記入すること。

　　　　　IT(ソフト、ハード)、バイオ・医療、環境、素材・材料、機械・装置、その他

　(4)　⑩「事業の形態」は、その種類を以下の例を参考として記入すること。

　　　　　　例)　株式会社、合同会社(LLC)、有限責任事業組合(LLP)、企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合　等

　(5)　⑬「ベンチャー設立形態」については、以下の中から選択して記入すること。

　　　　ア　教職員が、本学又は当該教職員が所有する知的財産権(国立大学法人鹿児島大学知的財産規則(平成16年規則第41号)第３条第４号に規定する知的財産権をいう。以下同じ。)又は本学において達成した研究成果、習得した技術等を活用して設立した若しくは設立に深く関与した企業等

イ　学生が、自己の所有する知的財産権若しくは本学において達成した研究成果、習得した技術等を活用して設立した企業等

ウ　本学を退職、卒業、修了又は退学(以下「退職等」という。)した者で、退職等から設立までの期間が３年以内の者が、本学若しくは当該者が所有する知的財産権若しくは本学において達成した研究成果、習得した技術等を活用して設立した又は設立に深く関与した企業等

エ　設立後５年以内に本学と共同研究等を行い、その成果を基にした事業を行う企業等

オ　設立後５年以内に本学から技術移転を受け、その成果を基にした事業を行う企業等

　(6)　⑭「鹿児島大学の研究成果であることの説明」には、例えば、特許権の場合は発明者とその所属を記入すること。

　(7)　⑯「事業予定及びその準備活動のスケジュール」は、創業を行おうとする場合にのみ記入すること。

2　添付資料

　(1)　個人の場合(a又はb)

　　　　a　事業を開始した日が確認できる書類(所得税法第229条に基づき、税務署長に提出された「開業等の届出」(税務署受付印のあるもの)の写し　等

　　　　b　1年以内に創業を行おうとする個人にあっては、その旨の誓約書

　(2)　法人の場合(c又はd)

　　　　c　設立の日が確認できる書類(法人税法第148条に基づき、税務署長に提出された「設立の届出」(税務署受付印のあるもの)の写し　等

　　　　d　定款、寄付行為、規則又は規約の写し

（3） 希望する支援内容等（別紙）

(参考)

　※　所得税法第229条

　　　(開業等の届出)

　　　　居住者又は非居住者は、国内において新たに不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業を開始し、又は当該事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものを設け、若しくはこれらを移転し若しくは廃止した場合には、財務省令で定めるところにより、その旨その他必要な事項を記載した届出書を、その事実があった日から一月以内に、税務署長に提出しなければならない。

　※　法人税法第148条

　　　(内国普通法人等の設立の届出)

　　　　新たに設立された内国法人である普通法人又は協同組合等は、その設立の日以後2月以内に、次に掲げる事項を記載した届出書にその設立の時における貸借対照表その他の財務省令で定める書類を添付し、これを納税地(連結子法人にあっては、その本店又は主たる事務所の所在地。第１号において同じ。)の所轄税務署長に提出しなければならない。

　　　　1　その納税地

　　　　2　その事業の目的

　　　　3　その設立の日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　別紙

希望する支援内容等について

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　国立大学法人鹿児島大学長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(申請者)　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所属　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　職名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　国立大学法人鹿児島大学発ベンチャーの認定及び支援に関する規則第10条第1項に規定する認定ベンチャーへの支援を希望しますので、以下のとおり提出します。

■希望する支援内容等（第10条第1項関係）

　・希望する支援内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 支援内容 | 希望の有無 | 備考（具体的事項） |
| 産学交流プラザ棟又は鹿児島市クリエイティブ産業創出拠点施設の居室の貸付 |  |  |
| 研究設備等の利用 |  |  |
| 法人登記上の住所の使用 |  |  |
| 本学が所有する知的財産権、ノウハウ等の使用に関する優遇措置 |  |  |
| 本学の広報誌又は本学のWebサイト等における広報 |  |  |
| 学章及びマスコットキャラクターの使用 |  |  |
| その他（例：郵便物等の収受の便宜など） |  |  |

　・支援希望期間

　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで

　　◎審査の結果、希望に沿えない場合もありますので、ご承知おきください。

　　◎鹿児島大学認定ベンチャーの称号を使用したことによって生じた損失及び損害について、大学は、いかなる法的責任も負わないものとします。

・支援希望の理由・動機







■補足情報

１　共同研究者等(役職予定者・出資金額等。申請者を含む。)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 氏　　名 | 住　　　　所 | 役職名・出資金額 |
|  |  |  |
|  |  |  |

２　事業の目的







３　本学への貢献内容







４　研究・開発等のテーマ及び概要

テーマ

概 要









５　事業化計画・スケジュール(創業準備を含む。)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 期間(年月～年月) | 研究等の実施内容及び方法 | 備 考 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

６　当初出資金総額・事業黒字化予定時期

当初出資金総額 円

事業黒字化目標時期 年 月 日(第 期)決算